3　（略）

一　（略）

二　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書

ニ～ル　（略）

三～六　（略）

4・5　（略）

第三条～第五条　（略）

（議決権保有に係る密接な関係を有する会社等）

第六条　法第十五条第一項第二号に規定する主務省令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一～二　（略）

2　（略）

3　前二項の場合において、会社等又は他の会社等が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

3　商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ・ロ　（略）

ハ　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ニ～ル　（略）

三～六　（略）

4・5　（略）

第五条～第七条　（略）

（議決権保有に係る密接な関係を有する会社等）

第八条　法第十五条第一項第二号に規定する主務省令で定める会社等は、次に掲げる会社等とする。

一～二　（略）

2　（新設）

（議決権保有に係る特定会社等集団に準ずる者）

第七条　法第十五条第一項第六号に規定する主務省令で定める者は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（以下この条において「民法組合」という。）の無限責任組合員等（投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は民法組合の組合員となり、業務の執行を委任された者をいう。以下この条において同じ。）とし、主務省令で定めるところにより計算される数は、次に掲げる議決権の数の合計数とする。

一～三　（略）

第八条～第十条　（略）

（取締役等の兼職の認可の申請）

第十一条　（略）

（議決権保有に係る特定会社等集団に準ずる者）

第九条　法第十五条第一項第六号に規定する主務省令で定める者は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下「投資事業有限責任組合」という。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（以下「民法組合」という。）の無限責任組合員等（投資事業有限責任組合の無限責任組合員（以下「無限責任組合員」という。）又は民法組合の組合員となり、業務の執行を委任された者をいう。）とし、主務省令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる議決権の数の合計数とする。

一～三　（略）

第十条～第十一条の二　（略）

（取締役等の兼職の認可の申請）

第十二条　商工組合中央金庫の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社である場合にあっては、執行役）は、法第二十条第一項の規定により、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付し、商工組合中央金庫を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　報酬を得て従事する他の職務又は営む事業に係る定款（これに準ずるものを含む。）、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

第十三条・第十四条　（略）

（融資対象団体等と特殊の関係のある者）

第十五条　法第二十一条第三項第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者は、会社法第二条第三号に定める子会社とする。

一～四　（略）

五　報酬を得て従事する他の職務又は営む事業に係る定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

第十二条・第十三条　（略）

（融資対象団体等と特殊の関係のある者）

第十四条　法第二十一条第三項第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者は、子会社等とする。